障害児者福祉サービス事業 管理者・施設長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

平成31年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に係る計画書等の提出について

日ごろ、本県の障害福祉施策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算については、平成30年3月30日付け障障発0330第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(以下「国通知」という)第1の6(特別加算については、第2の5により準用)に基づき関係書類を届出することとされています。

つきましては、平成31年度における当該加算の算定を予定している事業者は、下記により計画書等を 提出してください。

記

1 提出書類

(詳細は別途自己点検表を参照のこと。

様式は、県福祉指導課障害指導班ホームページよりダウンロードしてください。)

http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/shougai-shidou/31svoguukaizen keikaku.html

11001	5 // www.prot. Shiradaka. Jp/ housel/ no 210/ hargo/ shougar Shirada, ors/ogsacharzen_hornana.
	様式名
1	自己点検表
2	福祉・介護職員処遇改善計画書(別紙様式2及び添付書類1~3)
3	労働関係法令を遵守する誓約書
4	就業規則(写)、給与規定(写)、労働保険関係成立届等の納入証明書(写) 等
	※平成30年度より高い加算率で算定する場合には、必ず提出すること。
	例) 平成30年度: II型 → 平成31年度: I型 ・・・省略不可
	平成30年度: I型 → 平成31年度: I ~V型、 ・・・省略可

- 2 提出部数 1部
- 3 提出期限 平成31年3月15日(金)
 - ※作成が間に合わない場合には、4/15まで受け付けますが、なるべく早めの提出に御協力をお願いします。
- 4 提出先 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県庁福祉指導課障害指導班
- 5 留意事項
 - (1) 作成にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から発出された平成31 年2月1日付け事務連絡「平成31 (2019) 年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱い について」の内容を参考にしてください。
 - (2) 一部の事業(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)については、加算率が変更される見込みです(加算率は国から後日通知)。その他の事業については加算率の変更はありません。
 - (3) 10月以降の制度改正(内容未定)により設けられる新区分での算定を希望する場合には、年度途中に計画の変更について届け出を求める予定です。
 - (4) 処遇改善加算の対象となる職種は限定されており、管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・看護職員の業務に専従する職員は対象外です。(国通知 第1-2参照)
 - (5) 法人の役員が介護職員として従事した実績があっても、給与等ではなく役員報酬のみ支払われる場合は、賃金改善の対象とはなりません。(役員報酬を加算の実績に計上することはできません)

担当 障害指導班 電話 054-221-3772 FAX 054-221-2142